

う。)を受けようとする者は、次の各号に掲げ
る区分により、それぞれ当該各号に定める額の
手数料を納めなければならない。

一 戒告処分を受けた者 七千八百五十円

二 前号に該当しない者 一万五千七百円

(個別研修計画書)

第十一條 倫理研修又は技術研修(集合研修及び
課題研修を除く。以下「個別研修」という。)
に係る法第十五条の二第一項の命令(以下「再
教育研修命令」という。)を受けた者は、当該
個別研修を開始しようとする日の三十日前まで
に、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書
を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなけれ
ばならない。

一 氏名 生年月日並びに保健師籍、助産師籍
又は看護師籍の登録番号及び登録年月日(法
第十四条第三項の規定により再免許を受けよ
うとする者にあつては、氏名及び生年月日)

二 個別研修の内容

三 個別研修の実施期間

四 助言指導者(個別研修に係る再教育研修命
令を受けた者に対して助言、指導等を行う者
であつて、厚生労働大臣が指名したものとい
う。以下同じ。)の氏名

五 その他必要な事項

前項の規定により個別研修計画書を作成しよ
うとする場合には、あらかじめ助言指導者の協
力を得なければならない。

第一項の規定により作成した個別研修計画書
を厚生労働大臣に提出する場合には、あらかじ
め当該個別研修計画書が適切である旨の助言指
導者の署名を受けなければならない。

厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施す
るために必要があると認めるときは、個別研修計
画書に記載した事項を変更すべきことを命ずる
ことができる。

(個別研修修了報告書)

第十二条 個別研修に係る再教育研修命令を受け
ければならない。

一 氏名 生年月日並びに保健師籍、助産師籍
又は看護師籍の登録番号及び登録年月日(法
第十四条第三項の規定により再免許を受けよ
うとする者にあつては、氏名及び生年月日)

二 個別研修の内容

三 個別研修の実施期間

四 助言指導者(個別研修に係る再教育研修命
令を受けた者に対して助言、指導等を行う者
であつて、厚生労働大臣が指名したものとい
う。以下同じ。)の氏名

五 その他必要な事項

前項の規定により個別研修計画書を作成しよ
うとする場合には、あらかじめ助言指導者の協
力を得なければならない。

第一項の規定により作成した個別研修計画書
を厚生労働大臣に提出する場合には、あらかじ
め当該個別研修計画書が適切である旨の助言指
導者の署名を受けなければならない。

厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施す
るために必要があると認めるときは、個別研修計
画書に記載した事項を変更すべきことを命ずる
ことができる。

(個別研修修了報告書)

第十三条 法第十五条の二第三項の規定による登
録を受けようとする者は、保健師籍への登録の
申請にあつては第一号の四書式による申請書
に、助産師籍への登録の申請にあつては第一号
の五書式による申請書に、看護師籍への登録の
申請にあつては第一号の六書式による申請書
に、それぞれ保健師免許証、助産師免許証又は
看護師免許証の写しを添え、これを厚生労働大
臣に提出しなければならない。

前項の申請書には、手数料の額に相当する収
入印紙をはらなければならぬ。

個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に
係る第一項の規定の適用については、同項中
「保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許
証」とあるのは、「個別研修修了証及び保健師
免許証、助産師免許証又は看護師免許証」とす
ることができる。

(再教育研修修了登録証の書換交付申請)

第十四条 再教育研修を修了した旨の登録を受け
た保健師、助産師又は看護師(以下「再教育研
修修了登録保健師等」という。)は、再教育研
修修了登録証の記載事項に変更を生じたとき
は、再教育研修修了登録証の書換交付を申請す
ることができる。

前項の申請をするには、保健師に係る再教育
研修修了登録証の書換交付の申請にあつては第
一号の八書式による申請書に、看護師に係る再
教育研修修了登録証の書換交付の申請にあつて
は第一号の八書式による申請書に、看護師に係
る再教育研修修了登録証の書換交付の申請にあ
つては第一号の九書式による申請書に、それぞ

れ再教育研修修了登録証及び保健師免許証、助
産師免許証又は看護師免許証の写しを添え、こ
れを厚生労働大臣に提出しなければならない。

前項の申請書には、手数料の額に相当する収
入印紙をはらなければならぬ。

再教育研修修了登録証を破り、汚し、又は失つた
ときは、再教育研修修了登録証の再交付を申請す
ことができる。

(再教育研修修了登録証の再交付申請)

第十五条 再教育研修修了登録保健師等は、再教
育研修修了登録証を破り、汚し、又は失つた
ときは、再教育研修修了登録証の再交付を申請す
ことができる。

前項の申請をするには、保健師に係る再教育
研修修了登録証の書換交付の申請にあつては第
一号の八書式による申請書に、看護師に係る再
教育研修修了登録証の書換交付の申請にあつて
は第一号の八書式による申請書に、保健師に係
る再教育研修修了登録証の書換交付の申請にあ
つては第一号の八書式による申請書に、看護師に係
る再教育研修修了登録証の書換交付の申請にあ
つては第一号の九書式による申請書に、それぞ

れ再教育研修修了登録証及び保健師免許証、助
産師免許証又は看護師免許証の写しを添え、こ
れを厚生労働大臣に提出しなければならない。

前項の申請書には、手数料の額に相当する収
入印紙をはらなければならぬ。

再教育研修修了登録証を破り、汚し、又は失つた
ときは、再教育研修修了登録証の再交付を申請す
ことができる。

(再教育研修修了登録証の再交付申請)

第十六条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第十七条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第十八条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第十九条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第二十条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第二十一条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第二十二条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第二十三条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第二十四条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第二十五条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第二十六条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第二十七条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第二十八条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第二十九条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第三十条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第三十一条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第三十二条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第三十三条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第三十四条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第三十五条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第三十六条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第三十七条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第三十八条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第三十九条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第四十条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第四十一条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第四十二条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第四十三条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第四十四条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第四十五条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第四十六条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第四十七条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第四十八条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第四十九条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第五十条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第五十一条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第五十二条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第五十三条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第五十四条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第五十五条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第五十六条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第五十七条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第五十八条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第五十九条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第六十条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第六十一条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第六十二条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第六十三条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第六十四条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第六十五条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第六十六条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第六十七条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第六十八条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第六十九条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第七十条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第七十一条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第七十二条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第七十三条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第七十四条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第七十五条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第七十六条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第七十七条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第七十八条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第七十九条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第八十条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第八十一条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第八十二条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第八十三条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第八十四条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第八十五条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第八十六条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第八十七条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第八十八条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第八十九条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第九十条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第九十一条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第九十二条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第九十三条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第九十四条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第九十五条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第九十六条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第九十七条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第九十八条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第九十九条 第二章 試験

(准看護師試験の公示)

第一百条 第二章 試験

第一号様式（第一条の三、附則第六項関係）

この省令は、令和六年四月一日から施行す。

第一号の二様式（第一條の三、附則第六項関係）

第一号の三様式（第一條の三、附則第六項関係）

第一号の四書式（第十三条関係）

第一号の五書式（第十三条関係）

第一号の六書式（第十三条関係）

第一号の七書式（第十四条関係）

第一号の八書式（第十四条関係）

(注意) 1 書用欄には、記入しないこと。
 2 該当する不動文字を○で囲むこと。
 3 黒ボールペンを用い、かが書ではっきり記入すること。
 4 紙の大きさは、A4とすること。

(注意) 1 印欄には、記入しないこと。
 2 該当する不動文字を○で囲むこと。
 3 黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
 4 用紙の大きさは、A4とすること。

(注意) 1 書印(舊)には、記入しないこと。
2 財産する不動文字を○で囲むこと。
3 黒ボールペン用い、ふり書きではつきり記入すること。
4 領域内に記入する。

(注意) 1 曲線圖には、記入しないこと。
 2 該当する不動文字を○で囲むこと。
 3 黒ボールペンを用い、かみ書ではっきり記入すること。
 4 索紙の大きさは、A4とすること。

第一号の九書式（第十四条関係）

第一回の会員登録(第1回登録用)		会員登録用											
会員登録番号	(例) 0000000000000000	姓	上	中	下	姓	上	中	下	姓	上	中	下
会員登録年月日	(西暦)	名	母音	母音	母音	名	母音	母音	母音	名	母音	母音	母音
内務省販賣部 令和元年新規登録用申込書類													
新規登録用	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類
新規登録用	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類	申込書類
実家を生じた事項													
本拠地	現住所	曾祖父母	曾祖父母	曾祖父母	曾祖父母	曾祖父母	曾祖父母	曾祖父母	曾祖父母	曾祖父母	曾祖父母	曾祖父母	曾祖父母
本拠地	郵便番号	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓
上り方(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)
氏名													
通称													
性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
年齢	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年
生年月日	西暦	西暦	西暦	西暦	西暦	西暦	西暦	西暦	西暦	西暦	西暦	西暦	西暦
上記上二回、再販賣物販賣部の新規登録用申込書類に付記せよ。													
合意書													
実業登録用		実業登録用											
実業登録用	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号
実業登録用	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号
厚生省管轄大臣承認用													

(注意) 1 曲印欄には、記入しないこと。
2 該当する不動文字を○で囲むこと。
3 黒ボールペンを用い、かかし書ではつきり記入すること。
4 素紙の大きさは、A4とすること。

第一号の十書式（第十五条関係）

(注意) 1 書印欄には、記入しないこと。
 2 該当する不動文字を○で囲むこと。
 3 黒ボールペンを用い、かう書ではっきり記入すること。
 4 署名のセイタケとメイナミを記入すること。

第一号の十一書式（第十五条関係）

第一の手帳(年間) (第十五十頁開)			
登録番号	年月日	登録番号	年月日
		登録しないこと。	
所有者印押付 記入欄又行印押書			
登録番号	年月日	登録番号	年月日
本(同様)	部(類)	販賣業者登記番号 登録年月日 会社名	平成 年 月 日
主 任 (氏名)	(姓)		
氏 名			
通 知	主		
年 月 日	登録年月日 登録年月日	年 月 日	年 月 日
第二の手帳(年間) (第十五十頁開) (後記) 内した、先へつるので、再販賣印押了無印込の 所内空欄に押す。			
印押 番 号 日 付			
購入者印		販賣業者印	
姓	名	姓	名
姓	名		
原空室大抵範			

(注意) 1 垂印欄には、記入しないこと。
 2 故障する不動文字を○で囲むこと。
 3 黒ボールペンを用い、かく書ではっきり記入すること。

第一号の十二書式（第十五条関）

令和二年二月五日(西暦十五年四月五日)		新規登録		既存登録	
姓 名	性別	姓 名	性別	姓 名	性別
登録登録番号		登録登録番号		登録登録番号	
内務省辨付了証紙内文交付申請書					
新規登録用		既存登録用		既存登録用	
本籍地	郵便番号	新規登録用	既存登録用	既存登録用	既存登録用
上りがな(氏名)		(姓)		(性)	
氏名				男	
通称名				女	
生年月日	平成 元年一月一日	生年月日	平成 元年一月一日	生年月日	平成 元年一月一日
上記の両新規登録用登録欄を(複数)へしたし、失ったので、再新規登録用登録欄の 両空欄を記入願います。					
新規登録用					
既存登録用					
既存登録用					
既存登録用					

(注意) 1 曲線等には、記入しないこと。
 2 税当らず不動文字を用い、◎で囲むこと。
 3 黒ボールペンを用い、かん書ではっきり記入すること。
 4 紙の大きさは、A4とすること。

第二号様式（第二十一条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、附則第七項、附則第八項関係）

第三号様式（第三十三条関係）

第二号様式（第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、附則第八項関係）

扶養親（法的親、看護親、看護者）の登録情報

収入印紙

本籍（世帯）	
住 所	電話 ()
ふりがな 姓 名	年 月 日
学 年	
職 業	
（記入欄）	
上記とよし、専修料、通勤料、看護料、出向料等を支拂つておる事様ます。	
会社	年 月 日

（注意）1. 職業の大きさは、A1-A10とあります。
2. 〒、姓、イニ、ビームへ(年)又は(月)又は(日)を用ひ、かう書ではつきりと書きこと。
3. 収入印紙には、両印をしないこと。

（記入欄）

完全空欄は、横線

（記入欄）

（記入